

別記様式（第2条関係）

会 議 結 果 報 告 書

令和6年11月12日

会議の名称	庁議
開催日時	令和6年11月12日（火）9時～9時40分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木博 総合行政部長 村山修 総務部長 豊島俊二 市民生活部長 松井俊之 福祉部長 中村修 子ども・健康部長 近藤政雄 都市整備部長 滝田和浩 市長公室長 松永仁 上下水道部長 山崎仁 会計管理者 寺嶋勝弘 議会事務局長 北村竜一 選挙管理委員会事務局長 榎本章一 教育政策部長 今野美香 (計15人)
欠席者職氏名	
説明員職氏名	【付議】 1 市長公室長 松永仁 2 総合行政部長 村山修 3 総合行政部長 村山修 4 総務部長 豊島俊二 5 総務部長 豊島俊二 6 市民生活部長 松井俊之 7 福祉部長 中村修 8 子ども・健康部長 近藤政雄 【報告】 1 総合行政部長 村山修
議 題	【付議】 1 「志木市公共施設適正配置計画～第Ⅱ期個別施設計画～」の素案に対する意見公募手続きの実施について 2 志木市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

	3 志木市役所の開庁時間と電話受付時間の変更について 4 令和6年度志木市一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて 5 令和6年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について 6 志木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）に係る意見公募手続きの実施について 7 第5期志木市地域福祉計画、第2期志木市再犯防止推進計画、第3期志木市成年後見制度利用促進計画（素案）に係る意見公募手続きの実施について 8 志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例について 【報告】 1 令和6年志木市議会12月定例会提出議案等について
結 果	【付議】 1～8 了承 【報告】 1 了解
事務局職員職氏名	秘書課長 小堀 健
その他必要事項	特になし
会 議 内 容 の 記 録 （ 経 過 、 結 果 等 ）	
開会 総合行政部長が開会を告げる。 【付議】 1 「志木市公共施設適正配置計画～第Ⅱ期個別施設計画～」の素案に対する意見公募手続きの実施について ○概要説明：市長公室長 「志木市公共施設適正配置計画～第Ⅰ期個別施設計画～」の令和6年度の終期に伴い、志木市公共施設適正配置計画～第Ⅱ期個別施設計画～を策定する。 策定にあたり、本計画の政策形成過程における市民参加の機会を確保するため、志木市意見公募手続条例に基づき、一定期間意見公募を実施するものである。	

【概要】

志木市公共施設等マネジメント戦略に基づき、財政負担の軽減・平準化とサービス水準の維持を両立させながら、公共施設の最適な配置を実現することを目的として令和7年度から令和16年度までの個別施設ごとの再配置等に関する具体的な方向性を定めるものである。

【募集期間】

令和6年12月3日（火）から令和7年1月6日（月）まで

【閲覧場所及び市民意見シートの配付場所】

政策推進課（公共施設マネジメント推進室）、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

【意見の提出方法】

政策推進課へ直接持参、郵便、FAX、メール、専用フォームから投稿

2 志木市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

○概要説明：総合行政部長

マイナンバーは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）によりその利用が制限されているが、社会保障や税、災害対策の分野において、地方公共団体が条例で定めることで、マイナンバー法に定められていない事務についても利用が認められている。既に条例で規定している事務に加え、さらなる行政手続の簡素化を図るため、志木市個人番号の利用に関する条例の一部を改正しようとするものである。

【改正の概要】

別表第1について次の事務を追加する

＜7の2＞

志木市障がい者生活サポート事業に関する規則に規定する生活サポート事業の実施に関する事務

この事務でマイナンバーを利用することにより、申請の対象者が18歳未満の場合において、世帯の生計中心者の市町村民税の額に関する証明書（例：課税税証明書）や生活保護受給証明書の提出が省略できるようになる。

その他、改正（案）箇所（関係法令の改正等による文言整理等）

＜１の２＞の事務

森林環境税及び森林環境譲与税に関する文言及び、調査（犯則事件の調査）の追加。

＜８＞の特定個人情報個人情報

特例給付の文言を削除。

3 志木市役所の開庁時間と電話受付時間の変更について

○概要説明：総合行政部長

「職員の働き方改革の推進」と「デジタル市役所の活用による市民サービスの向上」のため、市役所本庁舎等の開庁時間と電話受付時間を変更するものである。

（１）対象窓口

市役所本庁舎、水道庁舎、児童発達相談センター、教育サポートセンター、埋蔵文化財保管センター

（２）開庁時間等

８時４５分から１６時３０分

（現行 ８時３０分から１７時１５分）

※勤務時間は８時３０分から１７時１５分

（３）開始時期

令和７年４月１日から

※ 開庁時間等の変更なし

志木市市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、保育園、健康増進センター、いろは遊学館、いろは遊学図書館、柳瀬川図書館

4 令和６年度志木市一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて

○概要説明：総務部長

過日、次のとおり専決処分を行ったことから、地方自治法第１７９条第３項の規定により、直近の令和６年１２月定例会において、専決処分の承認を求めるものである。

・令和６年度一般会計補正予算（第５号）

専決処分日：令和６年１０月２日

提案理由：緊急に衆議院議員総選挙に係る経費を支出する必要性が生じたため。

5 令和6年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について

○概要説明：総務部長

既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたため次の補正予算を調製するもの。

- ・令和6年度一般会計補正予算（第6号）
※債務負担行為、地方債の補正含む
- ・令和6年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
※債務負担行為の補正含む
- ・令和6年度介護保険特別会計補正予算（第2号）

【補正予算の内容】（単位：千円）

会計区分	補正前予算額	補正額		補正後予算額
一般会計（第6号）	31,989,137	△45,028	→	31,944,109
国保特別会計（第3号）	6,470,755	323,090	→	6,793,845
介護特別会計（第2号）	6,085,132	1,320	→	6,086,452

6 志木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）に係る意見公募手続の実施について

○概要説明：市民生活部長

これまでも、市では「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」により、温室効果ガス排出量の削減に努めているところであるが、国の「2050年カーボンニュートラル」の宣言を受けて、令和6年4月に「志木市ゼロカーボンシティ」を宣言し、5月には「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて民間事業者との包括連携協定を締結したところである。

「ゼロカーボンシティ」の実現には、市民及び事業者の取組が不可欠であることから、新たに「志木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定するものである。

については、本計画の政策形成過程における市民参加の機会を確保するため志木市意見公募手続条例に基づき、本計画の素案について意見公募手続を実施する。

【計画の概要】

「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、市民及び事業者の取り組むべき方向性を示した計画である。

【案件名】

志木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）

【募集期間】

令和6年12月6日（金）から令和7年1月4日（土）まで

【閲覧場所及び市民意見シートの配布場所】

市ホームページ、環境推進課、志木市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

【意見の提出方法】

郵送、FAX、メール、環境推進課へ直接持参

7 第5期志木市地域福祉計画、第2期志木市再犯防止推進計画、第3期志木市成年後見制度利用促進計画（素案）に係る意見公募手続きの実施について

○概要説明：福祉部長

社会福祉法、再犯防止推進法及び成年後見制度の利用の促進に関する法律の規定に基づき、第5期志木市地域福祉計画、第2期志木市再犯防止推進計画、第3期志木市成年後見制度利用促進計画を策定する。策定にあたり、本計画の政策形成過程における市民参加の機会を確保するため、志木市意見公募手続条例に基づき、一定期間意見公募を実施するものである。

【計画の概要】

地域共生社会を推進することに関する計画（5年間）

【案件名】

第5期志木市地域福祉計画、第2期志木市再犯防止推進計画、第3期志木市成年後見制度利用促進計画（素案）

【募集期間】

令和6年12月2日（月）から令和7年1月6日（月）まで

【閲覧場所及び市民意見シートの配付場所】

市ホームページ、共生社会推進課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前仮出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、健康増進センター、児童発達相談センター、教育サポートセンター

【意見の提出方法】

共生社会推進課へ直接持参、郵便、FAX、メール、市ホームページや専用フ

ホームから投稿

8 志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○概要説明：子ども・健康部長

国民健康保険運営協議会の委員に、被用者保険等保険者を代表する委員を追加し、審議を諮るため、委員の追加に関する規定の整備を行うもの。(被用者保険等保険者を代表する委員の追加)

施行日 令和7年1月1日

【報告】

1 令和6年志木市議会12月定例会提出議案について

○概要説明：総合行政部長

議案 8件

専決処分 1件

人事 2件

補正予算 3件

条例 2件

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。